

## 西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付要綱

### (通則)

第1条 西尾市介護職員初任者研修受講料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、市内に住所を有する介護職未経験又は復職を目指す介護職非従事者に対し介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講料を補助することにより、介護サービス等（介護保険法（平成9年度法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。）への新たな人材の参入の促進を図り、もって介護人材の確保に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する介護職非従事者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに、市内の介護サービス等を提供する事業所（以下「介護サービス等事業所」という。）に勤務する意思のある者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、初任者研修に係る受講料とする。ただし、第7条の交付の決定を受けた日から、当該交付の決定を受けた日の属する年度の末日までの間に初任者研修が開始され、かつ、修了するものを対象とする。また、当該受講料について、国、県その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、初任者研修に係る受講料に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て

るものとする。

2 前項の額が5万円を超える場合にあつては、5万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとする場合は、初任者研修初日の前日から起算して7日前までに西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付申請書(様式第1号)に当該申請書に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知しなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助対象者に対し、補助目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象者が初任者研修を受講し、修了すること。また、その修了を書面により報告すること。
- (2) 補助対象者が当該初任者研修受講料の全部を負担すること。
- (3) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助の内容を変更(中止を含む。)しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した西尾市介護職員初任者研修受講料補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理した時は、変更内容を審査し、必要に応じ補助金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、第7条の交付の決定に係る研修が修了したときは、修了の日から起算して30日を経過した日又は当該交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、西尾市介護職員初任者研修受講料補助金実績報告書

兼請求書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に当該実績報告書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。